

「女性活躍推進法」に基づく京都府職業能力開発協会行動計画

令和8年 1 月 23日

当協会において女性が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和8年2月1日～ 令和13年1月31日までの 5 年間

2 目標と取組内容 ・実施期間

目標1 採用者に占める女性比率を50%とする。(分類①)

<取組内容>

- 8年2月 計画期間及び次年度の事務局体制について整理
- 8年2月～ 令和9年度採用の公募・選考を開始（以下、各年度において同じ）

目標2 課長補佐以上の職の女性比率を40%とする。(分類①)

<取組内容>

- 8年2月 計画期間及び次年度の事務局体制について整理
- 8年2月～ 令和9年度採用の公募・選考を開始（以下、各年度において同じ）

目標3 女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供（分類①）

：常勤・非常勤を問わず受講できるキャリアアップに向けた研修の受講機会を年1回以上設ける。

<取組内容>

- 8年2月～ 適切なキャリアアップ研修をリサーチ
- 8年2月～ 順次、受講を進める（以下、各年度において同じ）

目標4：年間10日以上の子次有給休暇を付与している職員について、令和10年12月までに、子次有給休暇の取得日数を、一人当たり年間7日以上とする。(分類②)

<取組内容>

- 8年2月～ 直近の子次有給休暇の付与期間（令和7年1月～12月）の取得状況を把握
- ～8年6月 子次有給休暇付与期間について統一的取扱に向けて、職場の「お仕事なんでも相談員」と協議しながら職場議論
- 8年8月 夏季における年休の計画的付与を試行
- ～8年12月 子次有給休暇付与期間の統一の手法等について整理の上、実施